

**「再エネ電力調達マッチング事業」
に係る仕様書**

令和3年1月

大阪府環境農林水産部エネルギー政策課

「再エネ電力調達マッチング事業」
に係る仕様書

【目次】

1. 事業スケジュール.....	- 1 -
2. 事業内容	- 1 -
3. 事業実績	- 3 -
4. その他.....	- 3 -

この「再エネ電力調達マッチング事業」（以下「本事業」という。）に係る仕様書（以下「仕様書」という。）は、再生可能エネルギー由来の電力（以下「再エネ電力」という。）の利用拡大を目的として実施する本事業について、必要な事項を定めるものであり、本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適切に履行すること。

1. 事業スケジュール

(1) 事業の実施時期（目安）

大阪府との協定締結	令和3年2月上旬頃
需要家と再エネ電力発電者のマッチング	令和3年2月以降適宜

(2) 事業実施期限

次の開始期限内にマッチング希望者の掘り起こしを開始しない場合は、協定を解除することとする。

マッチング希望者の掘り起こし開始期限	令和3年3月末
--------------------	---------

2. 事業内容

次の内容について、実施すること。

(1) 事業の実施体制の構築及び統括責任者の選任について

- ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。
- イ 業務の履行に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業を遂行する能力、経験を有し、業務管理について責任を負える者とする。
- ウ 実施体制図（大阪府（以下「府」という。）、支援事業者、需要家、再エネ電力発電者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの）を作成すること。（任意様式）

(2) 事業実施スケジュールについて

- ア 事業実施スケジュール表を作成すること。
- イ 事業実施スケジュールにおいては、出来るだけ早期に需要施設の電力切替が可能なスケジュールとすること。
- ウ 事業実施スケジュールにおいては、令和4年3月31日までのスケジュールについて記載すること。

(3) 再エネ電力について

ア 支援事業者は、次のA又はBの電力（AとBの混合による電力も可）を全国から確保し、需要家へ供給するものとする。

A 非化石証書等を付けたFIT電力100%の電力

B 非FIT電力（再生可能エネルギー由来）100%の電力

※Aの電力は、非化石証書等（トラッキング付非化石証書（再エネ指定）、グリーン電力証書又は再エネ電力由来J-クレジット）が付いていること。

※Bの電力は、自らもしくは相対取引によって取得した再エネ指定の非FIT非化石証書が付いていること。

イ 支援事業者は、次のとおり全国から広く再エネ電力の確保に努めること。

(7) 府域で発電された再エネ電力を積極的に確保すること。

(4) 府域外で発電され、送配電網を通じて府域へ供給可能な再エネ電力を広く確保すること。特に、再生可能エネルギーの活用を通じて連携する自治体（以下「連携自治体」という。）の地域で発電された再エネ電力を確保すること。ただし、送配電網に接続されていない離島の発電所は除く。

なお、連携自治体については、協定を締結後、支援事業者に適宜通知する。

ウ 支援事業者は、確保した再エネ電力の発電施設に関する情報を可能な限り収集すること。

エ 地域と共生した持続可能な再エネ電力の確保に努めること。

(4) 広報等について

ア 支援事業者は、広報計画を策定し、効果的な広報を行うこと。

イ 支援事業者は、RE100及び再エネ100宣言 RE Actionに参加する事業者等に広く広報を行うこと。

ウ 支援事業者は、広報の内容について府と協議して定めるものとする。広告に府の名称等を用いる場合は、必ずその都度、府の了解を得ること。

エ 支援事業者は、府及び府内市町村が行う広報において、広報材料等を提供するなどの協力を行うこと。

オ 支援事業者は、本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材申し込みがあった場合は、原則として事前に府の了解を得ること。

(5) 需要家、再エネ電力発電者への対応

ア 支援事業者は、収集した再エネ電力の発電施設に関する情報を需要家の求めに応じ提供すること。

イ 本事業の実施に伴う責めにおいては、支援事業者又は需要家、再エネ電力発電者が負うものとして、府は負わないものとする。

ウ 問合せ及び苦情へ対応するため、支援事業者において問い合わせ又は相談の窓口を設置し、誠意をもって対応すること。

(6) 連携自治体との地域間交流への協力

支援事業者は、府と連携自治体の地域間交流を促進する取組みの実施に努めること。

(取組み例)

ア 府及び連携自治体相互の地域で実施するエコツーリズム又は環境保全活動

イ 府及び連携自治体相互の特産品を相手の地域で紹介・販売する物産展 など

(7) リスク管理について

支援事業者は、事業実施に伴うリスクについては、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。

3. 事業実績

(1) 支援事業者は、次の書類等について、令和4年5月31日(火)までに府に提出すること。

ア 実績報告書(事業の実施状況、広報計画の実績等)

イ 広告等の広報にかかる作成物及びその電子データ

ウ その他、需要家及び再エネ電力発電者の本事業に関する意見や感想等

(2) 支援事業者は、(1)ウに記載の内容について、次のとおり実施すること。

ア 需要家及び再エネ電力発電者を対象としたアンケート等を実施し、結果を整理した上で府へ報告すること。

イ アンケート等の内容については、事前に府と十分な調整を行い決定すること。

(3) マッチングが成立に至った場合、その都度府に報告すること。また、府のホームページ等にて、マッチングが成立した需要家と再エネ電力発電者の名称を公表予定のため、支援事業者は、事業者名公表について両者から承諾を得ること。

4. その他

(1) 本事業に係る計画に変更が生じた場合は、すみやかに府へ報告し、府と支援事業者が協議したうえで決定する。

(2) 支援事業者は、府から事業の実施状況等について問い合わせがあった場合は、速やか

に対応すること。

- (3) 支援事業者は、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。
- (4) 支援事業者は、電気事業法及び電力・ガス取引監視等委員会にて示されるガイドラインに沿って適正に実施すること。
- (5) 支援事業者は、需要家の掘り起こし及び再エネ電力の確保の際に、次の事項について明示すること。
 - ア 支援事業者は、大阪府を代理する権限を有するものでないこと。
 - イ 大阪府が支援事業者の資力・信用を保証するものでないこと。
- (6) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項等が発生した場合は、府と協議した上で業務を進めること。